

## 本日の会議に付した事件

令和6年第3回山元町議会定例会（第5日目）

令和6年9月11日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 8号 令和5年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第 3 報告第 9号 令和5年度決算山元町公営企業資金不足比率について
- 日程第 4 認定第 1号 令和5年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 令和5年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 令和5年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 6号 令和5年度山元町下水道事業会計決算認定について

---

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、8番品堀栄洋君、9番岩佐秀一君を指名します。

---

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理。議員3名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧を配付しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（菊地康彦君）日程第2．報告第8号、日程第3．報告第9号の2件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

報告第8号については、企画財政課長大和田 敦君お願いします。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、報告第8号令和5年度決算山元町健全化判断比率についてご説明いたします。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付し、議会に報告するものであります。

2枚目をお開き願います。

初めに、実質赤字比率につきましては、地方公共団体における一般会計の赤字の程度を指標化したものになります。例年同様、黒字決算となりましたのでバー表示としてご

ざいます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものです。こちらも、例年同様黒字決算となりましたのでバー表示としております。

続いて、実質公債費比率につきましては、地方債の返済やこれに準ずる負担額を指標化したものであり、標準財政規模に対する割合を示した指標になります。令和5年度決算におきましては、6.7パーセントとなっております。

最後に、将来負担比率につきましては、地方公共団体が抱える地方債や今後の支出を見込み負担金等の残高等を指標化したものになります。標準財政規模を基準とし、将来の財政を圧迫する可能性について示したものになります。こちらは一定規模の基金を保有するなど、健全性を満たす要素が確保されており、バー表示としております。

これら健全化を判断する4つの指標について、いずれも法に規定する基準をクリアしており、令和5年度決算における財政状況につきましては健全な水準にあると捉えております。なお、4枚目には監査委員からの審査意見書を添付しております。併せてご確認をお願いいたします。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第9号については、上下水道事業所長富樫 誠君。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、報告第9号令和5年度決算山元町公営企業資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度山元町の公営企業資金不足比率を、別紙、監査委員の意見書をつけて議会に報告するものであります。

2枚目をお開きください。

水道事業会計、下水道事業会計におきましても、未払い金等の流動負債などの合計額に対し、現金預金等の流動資産の合計額が上回っているため、資金不足が生じておりません。結果、表につきましては、それぞれの事業会計において資金不足が生じていないことから、数値として表すことができませんので、バー表示としております。両事業会計とも経営状況は健全な状況であると考えております。

以上で報告第9号の説明を終わります。

議長（菊地康彦君）これに対し、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員齋藤忠裕君、登壇願います。

代表監査委員（齋藤忠裕君）はい、議長。それでは、私から報告第8号令和5年度決算山元町健全化判断比率、報告第9号令和5年度決算山元町公営企業資金不足比率について、審査を終了し8月21日に町長へ意見書を提出しておりますので、令和6年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和6年8月6日に実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別基準との比較でございますが、令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率とも実質収支が黒字であるため、実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下

回っており、良好な状態を示しておりました。

実質公債費比率であります、前年度より0.2ポイント高い6.7パーセントとなっておりますが、早期健全化基準の25パーセントを下回っており、良好な状態であります。

将来負担比率につきましても、マイナス146.6パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。

特に指摘する事項はございませんが、今後の少子高齢化に伴う人口減少社会に備え引き続き適切な財政運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率審査については、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和6年7月25日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和5年度山元町上下水道事業会計については、資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと、良好な状態にあると認められます。特に指摘する事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）これで審査結果の報告を終わります。

---

議長（菊地康彦君）これから報告第8号、第9号に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

報告第8号令和5年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第9号令和5年度決算山元町公営企業資金不足比率についての報告を終わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第4. 認定第1号から日程第9. 認定第6号までの6件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

認定第1号から認定第4号までの4件については、会計管理者鈴木宏幸君、説明願います。

会計管理者（鈴木宏幸君）はい、議長。それでは、私からは認定第1号から認定第4号までの各種会計決算認定についてご説明申し上げます。なお、認定第1号から認定第4号につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により各種会計決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

初めに、認定第1号令和5年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

緑色の表紙、一般会計歳入歳出決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額ですが、89億2,149万9,778円、歳出決算額82億5,944万9,297円、歳入歳出差引額6億6,205万481円、繰越明許費繰越額と事故繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源4億4,053万9,179円を控除いたしま

すと実質収支額は2億2,151万1,302円となりました。このうち1億5,000万円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ積み立て、残金7,151万1,302円は令和6年度へ繰り越すこととしております。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容につきましては記載のとおりであります。

一般会計の決算につきましては、3ページから12ページに記載のとおりとなっております。なお、3ページから8ページにつきましては歳入、9ページから12ページにつきましては歳出となっております。

同じく一般会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、13ページから126ページに記載のとおりとなっております。なお、詳細については割愛をいたします。

続きまして、認定第2号令和5年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

黄色の表紙ですが、国保特別会計の決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額でございますが、17億1,632万5,765円、歳出決算額16億7,396万9,637円、歳入歳出差引額は4,235万6,128円となりました。実質収支額も同額でありまして、同額を基金に繰り入れることとしております。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容につきましては記載のとおりとなります。

国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりとなっております。3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算事項別明細書につきましては、7ページから26ページに記載のとおりとなります。こちらも詳細については割愛をいたします。

続きまして、認定第3号令和5年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

こちらはグレー、灰色の表紙になりますが、後期高齢者特会の決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額になりますが、2億387万4,730円、歳出決算額2億97万4,650円、歳入歳出差引額は290万80円となりました。実質収支額も同額でありまして、同額につきましては令和6年度へ繰り越すこととしております。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容については記載のとおりとなります。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりとなります。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。

同様に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の事項別明細書につきましては、7ページから14ページに記載をしております。なお、こちらにつきましても詳細については割愛をいたします。

続きまして、認定第4号令和5年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

こちらはピンク色の表紙になります。介護保険事業特会の決算書1ページをお開き願います。

歳入決算額ですが、16億3,352万3,828円、歳出決算額15億4,091万5,531円、歳入歳出差引額が9,260万8,297円、実質収支額も同額でありまして、同額を地方自治法の規定により基金へ積み立てることといたしました。

続きまして、2ページをお開き願います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書となっております。内容につきましては記載のとおりです。

介護保険事業特別会計の決算につきましては、3ページから6ページに記載のとおりであります。3ページ、4ページが歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出となっております。

介護保険事業特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、7ページから26ページまでに記載のとおりとなっております。こちらも詳細につきましては割愛いたします。

以上、認定第1号から認定第4号までの説明となります。よろしく願いいたします。

議長（菊地康彦君）、認定第5号、認定第6号の2件については、上下水道事業所長富樫 誠君、説明願います。

上下水道事業所長（富樫 誠君）はい、議長。それでは、認定第5号令和5年度山元町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の規定により、令和5年度山元町水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算報告書をご説明いたします。

水色の表紙の決算書の1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の概要からご説明いたします。こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきましては、区分の欄の第1款水道事業収益の決算額が4億548万9,817円であります。支出につきましては、第1款水道事業費の決算額が3億6,473万9,688円となり、収益的収入から支出の差引額は4,075万129円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開きください。

収入につきましては、区分の欄の第1款資本的収入の決算額が7,565万4,849円あります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が1億5,421万6,221円となりました。欄外に補足説明しておりますが、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額の7,856万1,372円は消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

5ページをお開きください。

令和5年度山元町水道事業損益計算書になります。こちらの表は消費税抜きの表示と

しております。

1の営業収益から4の営業外費用までを見ますと、経常利益は2,848万4,745円となりました。これに5の特別利益、6の特別損失を加えた当年度純利益は2,845万4,569円となり、前年度繰越利益剰余金の6億7,034万6,872円に加えまして当年度未処分利益剰余金は6億9,880万1,441円となりました。

なお、令和5年度山元町水道事業貸借対照表については8ページ以降に記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第6号令和5年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の規定により、令和5年度山元町下水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算報告書をご説明いたします。

白い表紙の決算書の1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の概要からご説明いたします。こちらの表は全て消費税込みの表示としております。

収入につきまして、区分の欄の第1款下水道事業収益の決算額が6億164万3,828円であります。支出につきましては、第1款下水道事業費の決算額が4億5,827万3,077円となり、収益的収入から支出の差引額は1億4,337万751円となりました。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

3、4ページをお開きください。

収入につきまして、区分の欄の第1款資本的収入の決算額が3億1,277万3,642円であります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が5億3,211万1,680円となりました。欄外に補足説明しておりますが、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額の2億1,933万8,038円は、企業債及び損益勘定留保資金等で補填しました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。

5ページをお開きください。

令和5年度山元町下水道事業損益計算書になります。こちらの表は消費税抜きの表示としております。

1の営業収益から4の営業外費用までを見ますと、経常利益は1億3,349万9,838円となりました。これに5の特別利益、6の特別損失を加えた当年度純利益は1億3,347万4,378円となり、前年度繰越欠損金に充当し、当年度未処理欠損金は3億3,151万1,126円となりました。

なお、令和5年度山元町下水道事業貸借対照表については8ページ以降に記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

以上で、認定第5号及び認定第6号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）認定第1号から認定第6号までの6件の説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員齋藤忠裕君、登壇願います。

代表監査委員（齋藤忠裕君）はい、議長。それでは、私から決算審査結果についてご報告申し上げます。

ます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された令和5年度一般会計、各種特別会計、公営企業会計の決算書、証拠書類及びその他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、8月23日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、令和6年第3回山元町議会定例会において、その概要をご報告申し上げます。

第1、審査の対象。令和5年度山元町一般会計歳入歳出決算及び各種特別会計歳入歳出決算並びに山元町上下水道事業会計決算。令和5年度地方債基金積立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況。

第2、審査の期間。令和6年7月16日から令和6年8月14日まで。

第3、審査の方法。令和6年7月5日に決算審査へ付された令和5年度山元町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計の決算並びに地方債の状況について、次に掲げる7項目を主眼とし、関係責任者から説明を聴取して審査を実施いたしました。

1点目、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、定められた様式で作成されているか。

2点目、決算書の計数は正確か。

3点目、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われていたか。

4点目、違法または不当な収支はないか。

5点目、収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

6点目、事務の合理化や経費の節減に努力していたか。

7点目、財政分析は前年度と比較してどうか。

また、工事等については、その経過等を聴取し、農林水産課、建設課及び教育総務課の工事箇所について現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されており、その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。これらの審査結果に関する概要及び意見は、後述するとおりであります。

なお、一般会計、各特別会計、公営企業会計の順に概要を記載しておりますので、議員の皆様には後ほどご高覧賜り、ご審査をいただければと存じます。

では、私からは、決算審査を通して感じた意見を最後のページ、49ページにまとめさせていただきますので、これをご報告したいと思います。

総括しますと、一般会計は歳入89億2,150万円、前年度に比べ28.0パーセントの減、歳出82億5,944万9,000円、前年度に比べ29.5パーセントの減となり、前年度より歳入歳出とも大きく減額となっております。これは令和2年度、3年度と立て続けに起きた福島県沖地震の影響による復旧事業が一段落したこと及び新型コロナウイルスが令和5年5月に5類に移行したことなどで関連費用が減少したことによる効果が大きかったことが挙げられます。しかしながら、決算規模は依然として震災以前と比較し増加している状況が続いています。財政の各種指標は健全エリア内となっておりますが、今後の長期的な展望の下、シミュレーションを繰り返しながら指数の変

化には十分注意を払っていく必要があります。

不納欠損額は一般会計で236万3,000円、各種特別会計で519万3,000円、合計で755万6,000円となっており、前年度と比較し縮減されておりますが、今後も縮減対策には不断の努力をしていただきたいと思います。

令和5年度の一般会計で不用額が3億9,070万3,000円となっておりますが、歳出の予算現額に対する不用額率は4.2パーセントであり、令和3年度の5.8パーセント、令和4年度の5.4パーセントに比べ予算精度が向上しているものと見られます。今後もさらなる精度向上を目指して取り組んでいただきたいと思います。

また、第6次総合計画基本方針関連事業の令和5年度予算執行状況は各課ともおおむね適切に執行されている状況であります。昨今の経済情勢を反映してDX対応事業が繰り越されており、令和6年度で挽回するよう鋭意取り組んでいただきたいと思います。

令和5年度においても職員の不適切な事務処理の事案が数件発生しておりますが、対策の1つとして策定された不適切な事務処理防止ハンドブックを活用し、徹底した要因分析を行った上で情報共有を密にして再発防止に取り組んでいただきたいと思います。また、本町で早期退職者が増加している現状にあり、待遇改善、人事制度の見直し等も視野に入れて職員の働きがいの創造とモラル向上を図っていくことが大切であると考えます。

最後に議会及び監査部局への情報提供を継続し、円滑な町政運営に取り組んでいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（菊地康彦君）これで決算審査結果の報告を終わります。

---

議長（菊地康彦君）これから、認定第1号から認定第6号までの6件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、通告外及び質問にならないよう注意してください。また答弁は簡明にされますようお願いいたします。

2番高橋眞理子君の質疑を許します。高橋眞理子君、登壇願います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。2番高橋眞理子でございます。

それでは総括質疑をさせていただきます。こちら大綱1件です。監査委員からの意見に対する取組状況などの確認について伺います。

令和4年度決算意見書及び令和5年1月定期監査結果で監査委員から意見のあった次のことについて、令和5年度における検討内容とその成果について伺います。

1、意欲的に事業に取り組んでいるが人口減少の状況にあり、十分な成果が出ていないことから創意工夫を重ねて取り組んでいただきたいと思いますとの意見があった子育て定住推進事業の取組についてです。

2件目は、施設の活用目的における要件や法令などを再確認し中央公民館の別館として機能させる付加拡張かどうかを検討し、今後山下地域交流センターに機能を集約させることも1つであるとの意見がありましたが、山下地域交流センターの在り方についてお伺いするものです。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。高橋眞理子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、監査委員からの意見に対する取組状況等の確認についての1点目、子育て定住推進事業の令和5年度における取組についてですが、本町では震災の影響により人口減少が急速に進行し、特に若年層の流出が進んだことを喫緊の課題と捉え、平成27年度に移住定住支援補助事業の支援内容を大幅に拡充するなど、各種事業を積極的に展開してまいりました。それらの取組が功を奏し、平成28年度には転入人口が転出人口を上回る社会増に転じ、人口減少は続いているもののそのスピードが緩やかになっております。しかしながら、令和4年度決算において監査委員から意見が付されたとおり、6年間継続した社会増が令和4年度は社会減となり、自然減少も加わり人口減少の幅が例年より大きくなったものであります。この要因につきましては、令和4年度の当初予算は骨格予算であったがため、移住定住支援補助事業については年度途中からの実施となり、周知期間が短くなったことなどが起因し交付実績が減少したことが要因の1つであると考えております。なお、昨年度については年度当初から近隣市町のハウスメーカーや不動産業者を訪問するなど、積極的に支援制度の周知に努めた結果、再び人口の社会増に転じております。また、一般質問でもお答えしたとおり、来年度以降の移住定住支援補助事業については、現在検討を重ねているところではありますが、引き続き子育て世代や移住希望者に寄り添った事業を展開し、より一層の成果につなげられるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

議 長（菊地康彦君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。高橋眞理子議員のご質問にお答えします。

大綱第1、監査委員からの意見に対する取組状況等の確認についての2点目、中央公民館機能の集約等の考えと山下地域交流センターの在り方についてであります。それぞれの施設の役割や機能について申し上げます。

初めに防災拠点山下地域交流センターについては、地方自治法に基づき設置した施設であり、広く地域の方々が集い様々な活動が展開されるなど、交流の拠点として活用いただいております。また、防災の拠点としても位置づけており、災害時には指定避難所としての役割を果たすなど、町民の安全安心を守る重要な施設でもあります。他方、中央公民館については社会教育法に基づく施設であり、施設の貸出しや各種講座の開設、図書利用者への開放など定期利用団体等を中心に毎年1万人を超える方にご利用いただいております。また、津波発生時における重要な指定避難所としての役割を果たすなど、有事の際は防災面での機能も有する施設であります。このように、両施設が持つ機能や果たす役割を踏まえ、防災拠点山下地域交流センターへの機能集約は慎重に判断する必要があると考えており、町執行部と同施設の位置づけや利活用をさらに整理し、調整・協議を図りながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）2番高橋眞理子君の再質疑を許します。2番高橋眞理子君。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。お答えいただきました。確認をさせていただきましたが、2、3再質問をさせていただきます。

まず1点目の子育て定住推進事業についてでございますけれども、人口減少が加速度的に急速に進行していることとか、あとは若年層の流出イコール子供の数も増えないと

というような状況には非常に我が町だけではなくどこの自治体も一生懸命それに対する対策をされていらっしゃると思います。おります。我が町もそうです。そして、平成27年度に移住定住支援補助事業の大幅に拡大した、拡充したということが功を奏して社会増ということにもなっております。そのため、それには相当の補助金、県内でもあるいは全国的にもだというふうに私はネットなどで調査しましても分かるんですけども、結構高額な補助金はしている。補助しています。支援していますということなんです、その金額なんです。それは今までこの27年度からその辺の総額というのはなんですけれども、町の財政に対しては少しずつ負担には感じてはどうかということをお伺いしたいところでございます。

町長（橋元伸一君）はい、議長。27年度からの大体の毎年の実績でよろしいでしょうか。そうであれば、担当課のほうからお答えをしたいと思います。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。定住の実績ということでよろしかったでしょうか。補助金の総額ということでしょうか。27年度からというふうな形で現行の制度になっておりますが、まず新築のほうの新築の新婚子育て世帯のほうには200万円というふうな形に27年度から行っております。実績数字でいいですか。失礼いたしました。20年度からこちらのほうの事業のほうを行っております。総額といたしまして20年度からの総額ということ。27年度からですか。失礼しました。20年度からこちらのほうの補助金のほうを交付しておりますが、総額で88億5,000万円という形になっております。よろしいでしょうか。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。私とすれば結構高額なそういった補助金を支給支援することによってその効果もあったなというふうにも思っています。それは町のほうでもそういう予想に、予想といいますか移住者数を増やそうということでのそういう高額な支援金という支援策を施したと思っております。それで、それが来年度からはまた今考えていらっしゃるということも私の一般質問でもお聞きしたところでございます。例えば、そのほかにもいろいろな支援策、もちろん我が町でも講じてはおります。例えばこの間も私一般質問でいたしました。宮城県内の富谷市であるとかあとは北海道の東川町というところなどもそういった子育て世代の方たちが、世帯の方たちが移住定住されているというような功を奏しているというようなことを知っています。そうしますと、そちらはいろいろな支援策ですか。子育ての皆様たちへの支援策というものが豊富に用意されているんです。そういったことも監査委員の方のご意見にもありましたようにこの取組というものを創意工夫を重ねて取り組んでいただきたいというようなご意見もございましたので、今後そういった支援策も創意工夫というものも考えていらっしゃるかどうかと思うんですが、その点についてもお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど担当課長のほうから平成20年度からスタートしているということでその総額ということでありましたが、27年度以降にどんどん増えていまして、それ以外ですと先日の一般質問でもお答えいたしました。まず昨年3月に新市街地を中心とした区域に対して用途地域を指定し、3月にはこの指定に加えまして地区計画の区域変更を行うというようなことで、良好な居住環境を将来にわたり維持・保全するための施策を行っております。また、ただいま作成中の立地適正化計画においても山下駅前周辺に居住誘導区域を指定することによりまして、移住定住者の増加が図られるものというふうに考えております。また、先ほど1回目の答弁でも申しましたとおり、

昨年度からハウスメーカーとか不動産業者を訪問いたしまして、その支援制度の周知に努めているというところもあります。さらに、山元町としてはこれも移住定住につながると思うんですが、今年から給食費の無償化というようなこともやっておりますので、今後も限られた財源の中で各種施策を駆使しながら移住定住の推進を図っていききたいというふうに考えております。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。これからもそういった推進を図っていただきたいと思います。

もう1つ、私気になりますことは子育て定住推進課の職員数なんですけれども、こちらにおいては何か検討の余地などは考えてはいらっしゃることはございますか。お聞きいたします。その内容に職務の内容におけますと結構広いですよ。行政組織、これは私手元にありますのは令和5年度なので6年度のまだ頂いていないと思うんですけれども、これを見ますと業務の内容を見ますとこの人員で職員数で大丈夫なのかなという思いがあります。そして、人口を増やす若い世代を増やすという中で大事な移住定住支援補助、あるいは空き家の利活用、あるいは婚活事業というのは本当に小さくこういうふうにあるんです。ということは何かこれを見る限りではあまり重要視されていないような行政組織になっているなというふうに感じたものですから、それについて伺います。

議長（菊地康彦君）高橋議員に申し上げます。通告外という形でよろしいですか。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。ということで、監査委員からのご意見がありましたことについてどうぞここも取組に創意工夫を重ねて取り組んでいただくことを要望いたします。

そして2番目の施設の活用目的における要件や法令などを再確認しという中央公民館を別館としての今後の山下地域交流センターの機能の在り方として機能を集約させることも1つであるというようなご意見に対してなんですけれども、先ほどご回答もありましたけれども、山下地域交流センターの在り方ですけれども、2つのセンターの施設ともそれぞれの例えば交流センターのほうは地方自治法であるに基づいたものであると。あとは中央公民館は社会教育法に基づく施設であるということからするとなかなか防災拠点山下地域交流センターへの機能集約は慎重に判断する必要があるというような先ほどのお答えがありましたけれども、例えば中央公民館に図書室がございます。そして山下交流センターのほうにも図書コーナーがございますけれども、そういったところを集約ということではないんですけれども、そちらのほうをもう少し拡大させるというような考えというのがありますか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のご質問は山下の地域交流センターの図書スペースを今以上に充実させることは考えないのかということかなと受け止めましたけれども、そのことについてはいろいろ利用者の希望等も、あるいはニーズ等も確認しながら図書スペースとしての充実というのは今後考えていけるかなというふうには思います。以上です。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。山下地域交流センターも中央公民館も1万人ほどの利用者があるということなんですけれども、山下地域交流センターのほうも利便性、立地の利便性から言いましても大勢の方が利用されているということを感じてはあります。そういう中で公共的ではない制限というのが緩和されればなというような思いもあるんですけれども、もともと私の監査委員さんの意見を私なりに解釈しての質問でありました。今後、そうしますと今のところは機能の集約は慎重に判断する必要があると捉えているということではよろしゅうございますかね。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今おっしゃっていただいたとおり、答弁のとおり、簡単にはい

かないことですし、施設としての集約ということについても町としての大きな判断になると思いますので、今現状を見たときにそれぞれが機能を果たし、公民館は公民館で利用者の方も少なくないという状況ですから、現状で進めていくのが教育委員会としては現状のままでいくべきかなというふうに考えております。

2番（高橋眞理子君）わかりました。以上で私の総括質疑とさせていただきます。

議長（菊地康彦君）以上で高橋眞理子君の総括質疑を終わります。

---

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩とします。再開は11時10分であります。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質疑を許します。齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫です。令和5年度、昨年度の決算審査特別委員会での審査に先立ち、大綱1点に絞り総括質疑を行います。

一般的に指摘されておりますことは健全な行政の運営を行うためにも組織での不正行為は是が非でも未然に防がなければいけない。そのために必要な体制管理、内部統制を行うのがガバナンスであり、運営の管理監督を行う仕組み全体を意味しております。このガバナンスの重要性が最近とみに高まっており、ガバナンスが機能しない、効かないことでどんな問題が生じるのかと言えば、それは社会的信用の失墜であります。

具体的な質疑に入りますが、度重なる不祥事発生は令和5年度末になってもとどまらず、さきの5年度決算においても発覚したのは健全な行政を運営を行うために必要不可欠な管理体制や内部体制など、ガバナンスが遺憾なく機能していないことにあると思われれます。ここは組織の長としての権限と責任に対する自覚と覚悟を持って自らを律し、けじめをつけるとともに再発防止に向けた対策などに関して3点にわたり伺います。

1点目は単に単発的な不祥事ならいざ知らず、2度3度と繰り返すのは組織内の緊張や規律などの束縛が取れて締まりのない、いわゆるたがが外れる状態にあるのではないのでしょうか。そのことは議会や監査委員に対する不祥事の遅滞報告にもつながり、健全な相互牽制作用に大きな支障を及ぼしていることについてであります。

2点目は去る6月定例会での町長答弁は不祥事が金銭的な損失を与えたわけではない、と事態を見くびり責任を回避する安直な姿勢は再発を誘引しかねません。また、議会や監査委員制度を軽視する姿勢は執行部の長としての権限と責任に対する自覚と覚悟が欠如しているのではないのでしょうか。ここは速やかに自らを律し、けじめをつけることについてであります。

3点目は再発防止に対する毅然とした姿勢が全く感じられません。不祥事の未然再発防止など、綱紀粛正の注意喚起に関して就任直後の発言の有無と内容及び令和5年度末まで、そして5年度決算審査での不祥事発覚の対応状況についてであります。

以上、1回目の質疑といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。齋藤俊夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、管理体制や内部統制などガバナンスの機能した町政運営についての1点目、はじめをつけるとともに再発防止策に向けた対策についてのうち、アの議会や監査委員に対する不祥事の遅滞報告にもつながり健全な相互牽制作用に支障を及ぼしていることについてですが、ご指摘のとおり、昨年度の不祥事発覚後も予算計上の誤りなど不適切な事務処理が確認されました。たがが外れる状態にあるのではないかと厳しいご指摘を頂きましたが、議会や監査委員に対しては速やかな事案の報告に努めており、監査委員に対しての報告が遅れた事例はありましたが、健全な相互牽制作用に支障を及ぼしているとは考えておりません。

次に、イの速やかに自らを律しはじめをつけることについてですが、まず前段の責任を回避する安直な姿勢についてはそのような態度を取ったことは全くなく、常に真摯な姿勢で事案に向き合うよう努めております。中段の議会や監査委員制度を軽視する姿勢については、懸案事項等が発生した都度速やかに議会全員協議会等の機会を捉え、その内容等をご報告するとともに、事案によっては議長は副議長をはじめ代表監査委員にも第一報を伝えており、議会や監査委員制度を軽視しているなどということは毛頭ございません。後段の自らを律しはじめをつけることについては、その都度職員に対し注意喚起をするとともに私自身も自分に言い聞かせるなど、事案の内容や原因などを見極めはじめをつけております。

次にウの不祥事の未然再発防止などの綱紀粛正の注意喚起や令和5年度末までと5年度決算審査での不祥事発覚の対応状況についてですが、就任直後の注意喚起は行っておりませんが、ここ数年不適切な事務処理が連続して発生していることから、昨年7月、事務処理ミス等の再発防止について依命通達し、また、昨年8月には文書取扱等の留意点について課長会議を通じ職員に指示しているところであります。さらに、今年5月再発防止策の一環として不適切な事務処理防止ハンドブックを作成、運用を開始しており、今後の事務処理改善策等について課長等のもとより職員同士でも情報共有を図ることで不適切な事務処理の再発防止につなげるよう、改めて取り組んでいるところであります。ご指摘のありました令和5年度決算において発覚した事案についても、原因等の分析を行ったところであり、引き続き事務処理ミス等の再発防止に向け適切に対応してまいります。

以上でございます

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の再質疑を許します。10番齋藤俊夫君。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。再質疑に入る前に、あらかじめ申し上げておきますけれども、私1つ1つの不祥事、不適切事案を問題視したり関わった職員を責める気持ちは毛頭ございません。問題視するのはミスが重なり頻発しても組織としての責任を感じない、誰も何ら責任を取らない、そんな無責任体制であります。そして、ただいま町長から答弁いただきましたけれども、残念ながら全体として言えるのは自治体運営の制度と仕組み、組織の管理と運営、そしてはじめとは何ぞや、そうしたことに互いの認識にずれがあるというかかみ合わない内容になっていきますので、順次再質疑をしてまいります。

初めにアでございます。基本的な関係ですが、監査委員から令和4年度決算審査の意見として業務運営については不適切な事務処理の事案が相次いで発生していることから、早急に組織風土の改善に取り組み業務マニュアルの整備や日常業務の中で報・連・相を徹底するなど情報の共有化を一段と進めていくことが必要であると指摘されております。

それにもかかわらず、先ほど代表監査委員から報告された令和5年度の決算審査の意見では、またしても職員の不適切事務処理事案が発生しているので徹底した要因分析を行うなど、重ねて再発防止に取り組むことが求められております。そうした極めて不名誉な異常事態を招いているのは組織の管理や内部統制など、ガバナンスが機能しないことの証左であり、組織としての体をなしていないのではないかと。その認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。組織の体をなしていないのではないかとというご質問ですが、先ほどもお答えいたしましたとおり、組織としての体はしっかりとなしているものと私は判断しております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。いとも簡潔な答弁を頂きましたけれども、であるならば、なぜ不祥事態が重なるのでしょうか。不思議でなりません。令和5年度の決算審査意見の中の1つとして議会及び監査部局への情報提供を継続し、円滑な町政運営とされるよう取り組んでいただきたいと指摘されております。これは前段指摘したように、組織としての体をなしていないために地方自治の大原則である執行部と議会による二元代表制、そして監査委員制度を含めた健全な相互牽制作用が機能不全に陥っていることに対する私は監査委員の強い警鐘、メッセージにほかならないというふうに思うわけでございますが、町長の認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。機能不全に陥っているとはこれっぽっちも思っておりません。私になってからといいますか、以前もそうだったのかなとは思いますが、頻度としてはできるだけ小まめに早い段階で議会に説明をし、理解をしていただくことが議会をスムーズに進めるための、そしてその政策を進めるための一番の早道ですので、まずは住民、議会、そして職員、この3つ、三者にちゃんと理解をしていただかないとなかなかスムーズには進まないのかなというふうに私考えておりますので、決して議会や監査委員なんかをないがしろにもしていませんし、できるだけ早めに小まめに説明とかは、全協の場をお借りいたしまして説明はさせていただいていると自分では思っておりますので、機能不全ということはまず一切ないというふうに思っております。（「お伺いしているのは、監査委員の強い警鐘、メッセージにほかならないという部分でございます。」の声あり。）

町長（橋元伸一君）はい、議長。監査委員のその意見というのはちゃんとといいますかその都度重いものと受け止めてこちらでも対応しているつもりでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次はアとイに共通する答弁に関してですが、問題事案が発生した場合の対応として、アでは議会や監査委員に対しては速やかな事案の報告に努めており、監査委員に対しての報告が遅れた事例はあるものの健全な相互牽制作用に支障を及ぼしているとは考えていない。そして、イのほうではその都度速やかに議会全員協議会等の機会を捉え報告するとともに、事案によっては議長や代表監査委員にも第一報を伝えており、議会や監査委員制度を、今も述べましたけれども、お答えになっておりますけれども、軽視していないと。議会や監査委員制度を軽視していないというふうに述べております。しかし、さきの6月定例会でも指摘したように、一部例外を除き全体として速やかな事案の報告がなされていないことを私なりに関係者の方に確認をしているから指摘しておるわけでございます。ご案内かと思っておりますけれども、巧遅は拙速にしかずという言葉がございます。これは危機管理の要諦でございます。拙速でございます。何

か問題があったら議長や代表監査委員のほうに早め早めの報告なり相談があれば、より親身になって対応あるいは善処することが私は可能になるはずだというふうに思っております。そんなこともあって、私も含めて我々もそうした趣旨のことを町長には直接申し上げたことないかもしれませんが、そばにいる副町長等に対して陰に陽にアドバイスしているにもかかわらず、トップまで届いていないのかどうか。むしろ避けているとか敬遠している嫌いがあるように私は思っております。ですから、そうしたトップの姿勢が改まらない限り、監査委員を含めた三者の信頼関係構築はほど遠く、ガバナンスの機能した健全な町政運営など望むべくもないというふうに思いますが、その辺の認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど質問の最初のほうに齋藤議員のほうから私と齋藤議員のほうでの認識が異なっているかのような発言がありました。私もそう思います。私としては適切にその都度、先ほども申しましたように対応しておりますし、隠すつもりは一切ございませんので、こちらのほうできちっと中身を精査し調査しはつきりした部分が解明できた時点で早急に議会や監査委員には報告しているというつもりで私はおります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、先ほども言ったように一部はそういう対応されている部分もあるかというふうには思いますけれども、そうでないことを確認しているからお話をしているわけでございます。

次はイのほうに入ります。速やかに自らを律しけじめをつけることに関してでございますが、順番が多少前後しますけれども、答弁の後段のほうではその都度職員に対し注意喚起するとともに、私自身も自分に言い聞かせるなど事案の内容や原因などを見極め、けじめをつけていると述べております。確かに不祥事に関係した部署の職員、上司にとっては単発的なものでございます。そういう意味ではあまり問題視する必要はないというふうに私も思っているんですが、ただ、役場組織全体としたらこれは別問題だと思っただけです。不祥事が相次ぐんです。これはとりもなおさず組織全体としての業務の進行管理が適正になされていない。それから組織の統制が取られていない。これはまさに組織の長としての一種の職務怠慢というふうには言わざるを得ないわけですよ。それでは町民からの信用失墜は免れず、我々議員としても町民に対しての説明責任が果たせるはずがございません。全体を統括する立場にある長が一定の責任を負うべきは当然だというふうに思います。そして、町長はけじめをつける意味合い、先ほど答弁を確認しましたけれども誤解しておりませんか。けじめをつけるとは、いいですか、周囲の人にはっきりと分かる形で自分自身の過ちなどについて責任を取ることです。自分自身でけじめつけるといっても、それをどこでどういうふうにつけているのか分からなければつけているということにはならないんですよ。答弁のような内容では何らけじめをつけていることにはならないというふうに思います。認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。いろいろなこういうふうな事務処理ミスとかミスに対しては言いわけをするつもりもありませんし、どんな理由があれ起きたことに対しては責任は取らなければいけないというふうに思っております。そのけじめのつけ方として、過去にも結構いろいろとあった中で前例、まず庁内のそういうところも確認をしながら自分の取るべきそのけじめというものは自分でといいますか、先ほど周りに知らせなければということですが、先ほども言いましたように決して隠しているつもりはありませんので、これまでの先例から比べると厳しい対応を取ったことも自分としてはあった

のかなというふうに思っておりますので、過去がどうのこうのというつもりはありませんが、一応そういうふうな先例なども見本にさせていただいて自分のけじめをつけてきたというところであります。〔236文字削除〕

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。今までの不祥事事例に照らし合わせてそれなりに厳しい処分を自分ではしたというようなことを言っている。何をどこでしたのか。それが分からないから先ほどから言っているわけでしょう。何でそういうことが言えるのか非常に疑問でございます。そして、答弁の前段では責任を回避する安直な姿勢についてはそのような態度を取ったことはなく、常に真摯な姿勢で事案に向き合うように努めているというふうに述べております。〔118文字削除〕一般質問でもしかりですよ。自分の時代になってから中期財政見通しを作ったみたいなの、知らない人が分かるようなそういう無責任な答弁はいかがなものでしょうか。要するに、ミスが発生しても素知らぬ態度、たとえミスが相次いでも誰も責任を感じない、責任を取らない。そうしたことが許される、放置されるならば組織内の緊張、規律が乱れ、ますますミスの発生を招きかねないことは明々白々であります。到底そんな無責任なことが許されるはずはございません。しからば、法律に違反する行為、専門用語でいう非違行為、何ら金銭的な損失を伴わないミス、不祥事が幾ら頻発しても何ら問題はない。誰も責任を取らなくてもよいというふうに考えるんですか。認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたように、何か認識の違いが大きくどんどん広がっているような気がいたします。私としては何度もおっしゃいます。言っているように適切にその都度対応しているというふうに思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。残念なことに、町長は議員経験者でありながら議会は議事録主義なんですよ。自分の発言に責任を持つというのが議事録で確認できるわけです。しなければならぬわけです。そういうこともしないで、平然と。そばにいる副町長、しっかり処理、確認してください。かの松下幸之助氏、指導者の条件として次のように述べております。古来、何事によらず信賞必罰ということが極めて大切とされている。功績あればこれを賞し、過ちあればこれを罰する。その信賞必罰が適切に行われて初めて集団の規律も保たれ、人々も励むようになる。よいことをしても何ら褒められず、よくないことをしても何ら罰せられないとなったら、人間は勝手気ままにしたい放題をして規律も秩序もめちゃくちゃになってしまうだろう。重ねて6月定例会のことをお話しますが、私は町長にいろいろ言った中で、組織の長は何かあったら自分が責任を取るから職員は安心して仕事に当たってくれと叱咤激励する姿勢が信頼関係構築につながることを確認しました。町長は職員を信頼し任せるところは任せ、最終的な責任は私なのでそういう覚悟で職員と接しているというふうに答弁されております。そうであるならば、今紹介した偉大な先人の含蓄のある言葉を含め、相次ぐ一連の不祥事のけじめを潔くつける自覚と覚悟を示すべきではないでしょうか。町長が自らを律する、けじめをつけることで町組織の規律と秩序が保たれ、町民の信用維持も可能となります。改めて認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。松下幸之助さんの言っていることはそのとおりでというふうに思っておりますので、私も決してマイナスでというか後ろ向きには進んでおりませんので、今齋藤議員がおっしゃったことを齋藤議員も忘れないようにしていただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次はウに入ります。答弁では不祥事の未然再発防止などの綱紀肅正の注意喚起や5年度末までと5年度決算審査での不祥事発覚の対応状況に関して就任直後の注意喚起は行ってないが、ここ数年不適切な事務処理が連続して発生していることからということで、再発防止についての対応、要所要所で取り組んできたことですが、残念ながら甚だ疑問でございます。昨年4月の4年度の決算審査意見書の提出から僅か半年後の今年3月、またしても不適切な事務処理事案、不祥事が相次いで発生をしております。しかも、監査委員からシビアな意見、指摘があり、それを受け町長は真摯に取り組むと決意を述べたに違いないというふうに思います。それにもかかわらず、舌の根も乾かない半年足らずの間に、しかもさきの5年度決算審査で発覚したのを含め不祥事が頻発しております。そういう中で、原因等の分析を行ったとしておりますが、徹底した調査確認に基づく要因分析をおろそかにしたからではないのか。その辺の認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その原因につきましても、きちっと調査をさせていただきました。そういう中で、齋藤議員がおっしゃるような結果としてそういうふうな事案が発生したということは、最終的には私の責任ということになりますので、それに対しては私も反論はございません。ただ、私としてはその都度きちっと職員を叱責、責めたりするのではなく戒めるということで注意喚起をしっかりと、気持ちを引き締めるという対応は取っておりますが、無駄にプレッシャーをかけて仕事に影響が起きないようにその事案事案の中身によっていろいろ対応というのは違ってくるわけですが、私としてはその都度、先ほどから何度も言っているように職員に対してはそういう場合にはきちっとそれぞれの対応を取ってきたというふうに思います。就任直後の挨拶の中でという質問もありましたが、就任の挨拶で最初から職員に注意するとかそういうことというのはまず私の頭には一切ありませんでしたので、こういう形で頑張っていくので皆さん力を貸してください、よろしくお願ひしますというような挨拶をしたとたしか私は思っておりますので、その後、いろいろな形でそういう事案がありました、その都度きちっとした対応を取ってきたと私はそのように思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。最後にします。偉大な先人、先ほど紹介した松下幸之助氏は次のようなことの述べております。人間は失敗、ミスをする生き物である。大切なことはむしろ失敗した後の姿にある。その後の行動こそその人の本当の姿が現れる、真価が問われる。しかし、残念なことに先ほど来町長とのやりとりの中では全然そういうことが通じないようでございます。お分りいただけないようでございます。そういうふうな意味で町長は馬耳東風というか厚顔無恥が当てはまるようでございまして、偉大な先人の含蓄のある提唱は全然理解できないようでございます。また、ある評論家は今話題になっている自民党総裁選と衆議院解散を控え野党が政権交代を実現するには政権を担う意思と能力を国民に示す必要があると指摘しております。私は町政運営もしかりで、町政を担う意思があり、それを実現したとしても問われるのは町政運営を担う能力、資質、そしてガバナンスがあることを町民にしっかりと示すことだと申し上げ、総括質疑といたします。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分、午後1時10分であり

ます。

午前 11 時 45 分 休 憩

午後 1 時 10 分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。3番遠藤です。

ただいま提案されております令和5年度山元町一般会計歳入歳出決算を認定するに当たりまして、この1年間の行政執行の実績に対し総括的な観点から次回予算に生かせるよう総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は、山元東部地区農地整備の進捗状況についてであります。農地整備については事業主体であった県による補完工事が完了しており、今後は権限移譲を受けた町が換地精算を担うことになったことについての取組状況全般と、この間、問題はなかったか伺います。

2件目は、町財政についてであります。1年間の予算執行から財政に係る各種取組についてどのように総括評価し今後を生かそうとしているか、以下の点について伺います。

1点目は地方債現在高の状況について。

2点目は普通会計の各基金積立状況と運用状況について伺います。

3点目は中期財政見通しから見た令和5年度決算の結果についてであります。

4点目は令和5年度決算山元町健全化判断比率について伺います。

3件目の質問は、自治体DXについてであります。行政サービスの向上につなげる、執務環境の整備を行うため、庁内業務用コンピューターのシンクライアント化に取り組むとしておりますが、その取組の状況と今後の課題について、以上3件伺います。

議 長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、山元東部地区農地整備事業の進捗状況についてですが、町では令和4年度に県から換地精算金事務に関する権限移譲を受けており、昨年11月から換地精算事務に取り組みました。令和5年度末における精算金の徴収及び支払いの実績であります。徴収については対象者458件のうち452件が完了し、支払いについては対象者367件のうち366件が完了しております。なお、今年8月末時点において支払いは全件完了しており、徴収金の未収分についても令和6年度内の精算完了に向け受益者宅を訪問するなど丁寧な対応を心がけ、残る5件の徴収に鋭意努力してまいります。また、補完工事については令和4年度に県営山元東部地区農地整備工事が完了したことに伴い、その後発生する農地の補完工事等に関しては県の市町村振興総合補助制度を活用し町が整備することとしており、令和5年度に工事を施工した結果、6か所あった不具合については全て解消しております。

次に大綱第2、町財政についての1点目、地方債現在高の状況についてですが、令和5年度末の一般会計の地方債残高は県貸付金を除き約75億円となっており、令和4年度末と比較し約3億円の増となっております。その要因ですが、町民体育館大規模改修等工事約2億8,000万円や復興計画に基づく中浜滝の前線改良工事約2億7,00

0万円など大規模工事に対する地方債の発行が重なった影響もあり、償還額約6億円に対し約9億円の地方債を発行したことによるものです。今後においても以前から継続事業として取り組んでおります深山山麓少年の森拡張改修工事をはじめ、町戸花線の改良などの大型工事を計画しており、また、小学校の再編に伴う校舎等の整備や消防庁舎の建設など大きな財政需要も見込まれることから、地方債の発行はさらに増加することが想定されます。一方で、本町の公債費は発行額の増加に比例し増加傾向にあることから、新たな地方債の発行に当たっては町債の残高や財政指標の推移に留意し、必要に応じて事業規模や年次計画を見直すなど平準化と抑制に努め、健全な財政運営を行えるよう引き続き慎重に対応してまいります。

次に2点目、普通会計の各基金積立状況と運用状況についてですが、会計ごとにご説明いたします。

初めに一般会計のうち、主な基金について申し上げます。まず町全体の財源を調整する財政調整基金については令和4年度末残高約48億6,100万円から約3,400万円を増加し、約48億9,500万円となりました。その主な要因としては、財源調整として基金から約3億円を取り崩したのに対し令和4年度の決算剰余金約5億3,000万円のうち3億円を基金に積み立てたほか、新市街地分譲宅地売却に伴う震災復興特別交付税の精算を行うに当たり震災復興基金から財政調整基金に3,400万円を積み替えたことによるものであります。次にふるさと振興基金についてですが、行政区団体等への補助をはじめ12事業の財源として約3,800万円を取り崩したのに対し、令和4年度のふるさと納税事業の収支差額や新規就農者を支援する目的で頂いた指定寄附金約4,800万円を積み立てた結果、1,000万円を増加し約1億2,500万円の基金残高となっております。続いて東日本大震災復興基金についてですが、先ほど申し上げました財政調整基金への積替え分約3,400万円のほか、指定緊急避難所の看板設置に係る経費や震災遺構中浜小学校の管理経費として約600万円を取り崩したことから4,000万円を減額し、約1,800万円の基金残高となりました。次に町営住宅基金についてですが、復興公営住宅の管理経費として約1,500万円を取り崩したのに対し、国からの家賃低廉化補助金のうち約3億600万円を積み立てたほか、福島県沖地震で被災した公営住宅に係る災害見舞金として約400万円を基金に積み立てた結果、約2億9,500万円を増加し約27億2,000万円の基金残高となりました。その他の基金についてもいずれも基金条例において定められた目的等に沿い、各種事業に適切に活用しているところでありますが、物価高騰をはじめとする社会情勢の変化等を踏まえ年間を通じ機動的に対処できるよう、引き続き柔軟な運用に努めてまいります。

次に特別会計についてご説明いたします。初めに国民健康保険事業特別会計についてですが、令和5年度の決算剰余金は約4,200万円となり、金額を基金に積み立て、今議会でご提案しております補正予算第2号を加味した今年度末基金残高は約6,100万円となります。令和5年度中の基金取崩額は約1億2,400万円で、基金を活用することにより税負担を据え置くとともに18歳未満の子供均等割軽減を継続するなど、子育て世帯への負担軽減などに活用いたしました。また、町独自の取組として特定健診をはじめとした検診の自己負担金の無料化を図り、病気の早期発見、重症化予防を推進し、将来にわたる医療費の抑制に努めております。今年度は基金残高を踏まえ、

持続可能な財政運営を図るため税率改正を行っておりますが、引き続き国や県の制度改正の動向などを注視しながら効果的な保険事業を展開し、安定的な財政運営と被保険者の負担軽減につながるよう努めてまいります。

次に介護保険事業特別会計についてであります。令和5年度の決算剰余金は約9,300万円となり、全額を基金に積み立て、今議会でご提案しております補正予算第2号を加味した今年度末基金残高は約2億9,100万円となります。令和5年度は第8期介護保険事業計画の最終年度に当たりましたが、3か年の計画期間中に新型コロナウイルスの流行による介護サービスの利用控えやサービス種別の需要変化の影響が大きく表れたこともあり、給付費が計画を下回ったことから基金が増加する結果となりました。なお、介護給付費準備基金は次期計画期間の保険料の抑制に活用することとされていることから、今年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画における給付費に対応する保険料に活用し、今計画期間の保険料を据え置くとともに高齢化社会の進展を見据えた保険料の急激な負担増の抑制を図りつつ、介護予防事業のさらなる充実とフレイル予防の意識向上などの取組を進めることで安定的に持続可能な介護保険事業を推進してまいります。

次に3点目、中期財政見通しから見た令和5年度決算の結果についてですが、昨年度に作成した中期財政見通しにおける令和5年度の推計値と決算額との比較を基にお答えいたします。初めに決算総額についてですが、歳入は中期財政見通しでは約89億3,000万円と見込んでいたのに対し決算額が89億2,000万円となり、各費目において増減はあるものの総体としてはほぼ推計どおりの結果となりました。一方、歳出は約84億8,000万円の見込みに対し決算額が82億6,000万円となり、約2億2,000万円の乖離が出ております。その主な要因については半導体不足やコスト上昇の影響等により自治体DXに関する庁内業務インフラシンクライアント化事業のほか2事業を翌年度に繰り越したことによるものであります。

次に一般会計の財政調整基金についてご説明いたします。財政調整基金の年度末残高は中期財政見通しでは約46億円と見込んでいたのに対し、決算額は約49億円であり、約3億円の増となっております。その要因といたしましては、先ほど申し上げた自治体DX関連事業について翌年度に繰り越したため当該事業に係る約4億円の支出が発生せず、一時的に基金に積み上げられたことによるものであります。財政調整基金残高の今後の見通しについては中期財政見通しでは令和9年度末に基金残高が約22億円になると推計しておりますが、小学校再編に伴う校舎等の整備や消防署の建替えに係る経費など、計画には含まれていない大きな財政需要の影響も加味すると年々基金残高は低減する傾向にあるものと捉えております。なお、現在令和10年度までの新たな中期財政見通しの作成を進めておりますが、町といたしましてはより実態に即した推計となるよう精度の向上に努めるとともに、将来を見据えた計画的な予算編成、執行につながるよう精査してまいります。

次に4点目、令和5年度決算山元町健全化判断比率についてですが、財政指標等の動向については前年度と同様に顕著な変化は見られないものの、実質公債比率については令和元年度に借り入れた過疎対策事業債や災害復興事業債の本償還が開始されたことなどにより、0.2ポイント上昇しております。今後も段階的に過疎対策事業債の本償還が開始されることに加え、令和3年2月及び令和4年3月に発生した福島県沖地震に起

因する災害復旧事業債など、臨時的に発生した地方債の償還も相まって本町の公債費はさらに増加に転じることが想定されることから、引き続き財政指標の推移に留意しながら慎重な財政運営に努めてまいります。

大綱第3、自治体DXについての庁内業務用コンピューターのシンクライアント化の取組状況と今後の課題についてですが、自治体DXとは単に業務をデジタル化し、効率化や高度化を図るだけでなく、デジタル技術の活用をもって組織全体の在り方を変えていく取組であると認識しております。本町では平成28年度に導入したパソコン等の更新時期を迎えていたことから、これを契機として自治体DXに取り組むべく令和5年度、3億5,600万円余りを予算措置し、令和6年度の運用開始に向け業務の効率化やペーパーレス化等を目的とした情報システムの再構築、庁内業務インフラDX推進事業に取り組んでまいりました。しかしながら、社会全体のDXへの取組による需要の急増に加え、半導体不足や原材料価格の高騰など様々な外的要因により導入機器の支障の調整や精査に不測の期間を要したため、年度末ようやく事業者との契約、契約金3億1,900万円にこぎつけた状況にあり、やむを得ず予算全額を令和6年度に繰り越しております。現在までの取組状況としては、職員用PCの設置のほか、庁内ネットワーク環境の整備が完了し、10月の本稼働に向け着実な事業の進捗を図っているところであります。今後の課題といたしましては本事業は機器等の導入による業務環境の整備を図ることが目的ではなく、これらを最大限に活用し業務の効率化、生産性の向上を図り、さらなる行政サービスの向上につなげることでありますので、円滑な運用に向け意を用いてまいります。加えて、国は令和7年度末までに各自治体が独自に運用する住民情報システムについて、国が定める標準仕様に移行するよう求めており、期限内での移行完了が最優先課題となりますことから、着実に履行できるよう対応してまいります。町といたしましては、社会情勢が目まぐるしく変化し行政の果たすべき役割が複雑かつ高度化する中、引き続き自治体DXを推進しデジタル技術を活用しながら行政需要や住民ニーズ等を的確に捉え、持続可能で誰一人取り残さない町民が主人公のまちづくりの実現に向け鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質疑を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の山元東部地区農地整備の取組についてはこの間も何回か取り上げています。そうした中で、今回の令和5年度の実績についてはおおむね順調に進んでいるようであります。しかしながら、一方でまたなお疑問の残る補完工事についてもこれまで取り上げられたものについては完了しているということなんです。しかし、その際これまでの約束どおりではないんです。もう何回も確認していたことなんです。本来ならば県の責任ですべきだということを訴えてきたんですが、結果、5年度は一応市町村の何交付金というのを頂いて対応したということなんです。町財源も入っているということでその一角は崩れてはいるんですが、さらに今後生まれたときにどういった対応をしていくのかということは非常にまだ大きな疑問が新たに、全ての土地がみんな耕作できるような状況になった、人も決まったとなって改めてこのやり始めによって新たに生まれたときにどう対応するのかというのがいまだに疑問懸念が残っています。本来ならば国の責任で県の責任で対応すべきだという考えをいまだに持ち続けているんですが、町の対応としては今後その辺今度はその市町村交付金とい

うのが出てこなければ町100パーセント担うということも考えられるのか、あるいは考えているのか。その辺も含めて今後の対応について確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいまの遠藤議員の質問でございますが、先ほどお答えしましたようにいまだにまだ未耕作の農地に関して耕作したときにまた何らかの不具合があって、整備をしなければならないというふうになった場合ですが、先ほどお答えしましたとおり、市町村振興総合補助制度というのを利活用して町としては対応していくというふうな形になりますが、県のほうには出たときに状況に応じて、状況にといいますかその時点でできる限りの支援ということでまずお願いには全然行ってはおりますし、これからもそのような形でやるようになっております。ただ、その対象外の部分に関してはその市町村振興総合補助制度、これを活用して整備を進めることになるというふうになります。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この財源問題に対してはこの間ずっと問題、訴えられているところが取り上げられている課題であります。本来ならば100パーセント完了、何の問題もないような形で頂いて、そして耕作を始める。そのことによって成果を上げて税金なり何なり入ってくると非常にいい循環が想定されていたと思うんですが、いまだにそのことが完全にそういう状況になっていないということから今後そういうことが起きれば本当に町財源がなるべくと使わないような工夫をさらに工夫して取り組む必要がある。取り組むべきだということを訴えてこのことについては終わらせていただきます。

2件目の町財政についてについてなんですが、1点目の地方債現在高の状況についてであります。回答から今後の地方債発行これについては公債費のところでも取り上げられているんですが、今後のその方向ということで増加の原因、要因として小学校再編に係る経費、それから消防署庁舎の建設ということが挙げられているわけですが、その辺、ここで分かる範囲でどのぐらいを想定しているのか。最低この2つ挙げている2つの事業費について確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この件に関しましては担当課長のほうからお答えいたします。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。まず1点目、学校の再編に伴う校舎の関係に関してなんですが、こちらについては現在教育委員会において鋭意その建築費用等精査している最中でございます。この12月に中期財政見通し、議員の方々にもお示しするようになるかと思っておりますけれども、それまでには積み上がるものというふうなことで我々は捉えております。

次の消防庁舎の関係で、こちらについては現時点でその額等については、所管総務課になりますけれども、総務課及び我々にもその額等はまだ示されておられません。我々が知る範囲でお答えしますと、2つある庁舎を1つにする。なぜそういうふうになった経緯というふうなものは結果、財源が根底にありまして、緊急防災減災事業債でしたか、これの活用申請期限が来年末、7年3月末までというふうなこの中で何とかその方向性を決めないとこの起債が受けられないというふうなことのみ我々に示されている内容でございます。繰り返すようなんですが、事業費等についてはいまだ示されていないといったのが実態でございます。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。学校についてはこの間いろいろ議論の中で認める認めないは別にしてそういう動きになっているということで理解はできるんですが、あるいは準備もしなければならないということは理解できるんですが、消防庁舎の建設については今出

てくる問題なのかという大きな疑問残るんです。これがしかも今の中期財政見通し、あるいは公債の大きな壁になっていると今この時点で言う。これを大きな問題になっているということで表しているんですけどもこれも10年以上前の話ではないのか。それがなぜか分からないうちにぽっと出てきてこれが今後の地方財政の我が町の大きな壁になっているというふうなことをここで言われても私は理解できませんけれども、なぜそういうふうな経緯になった。今の点では分からないということなんだけれども、その辺の動きについてこれは町長も新しく替わっているからどういうふうに変ったか分からないかと思うんですけども、とりあえず確認します。分からないなら分からないであれです。

町長（橋元伸一君）はい、議長。消防庁舎の建替えについては、今議員がおっしゃるように町としても1つの懸念として過去にも、震災直後にも復興計画などで今後建替えはしなければいけないというふうなところを見たことはあるんですが、私もその経緯としてそのときになぜその計画の中に入らずに今現在に至っているのかというのは私も10年前のこと、こういう今の立場で分からないというのも無責任なところあると思うんですけども、それについては分からないという部分があります。ただ、ここに来て年数も過ぎておりますし、近年ですと消防隊員も女性などもだんだん採用になっているんですが、そういう部分の改修なり何なり、もう改修では済まない状況に来ているので、先ほども担当課長のほうから今ありましたように、有利な補助を活用してそしてできるだけ早い段階で更新できればというふうな形で今出てきているというところになります。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては一応長年勤めさせていただいている中で示されました。図面も見せられました。こういうふうに山元分署作るんですよ、この場所に作るんですよ。ところが、最初に出された計画の中ではそこは庁内の中心の中での西側のほうの車庫辺りを本庁舎というか分署という案が出され、そのときにまだいろいろ議論した結果、庁舎内では緊急自動車走るときに人がいっぱいいるところで走れないというようなことで国道沿いのその国道6号線沿い、役場から入ってくるその角、この庁舎の東側です。国道6号線と東の間に建てるという図面もそのときには図面という形で示されたかここからここに移動と考えているという非常に何を言いたいかといっても具体的な図面にも示された具体的な計画が取り組まれていたんです。にもかかわらず、それがいつの間にか消えてしまってその辺の経緯についてはあの当時道の駅等々の議論もあって、それを向かい側にするということでどうのこうのということがあってそういう議論しているうちに何かこの消防署の計画は消えてしまったというか我々の前に現れなくなったという経緯がある。私が考えるのは、その当時にやっていたらもともとこんな慌てる必要もないし、このもしかするとあのときも緊防債というのに合わせる云々というのは話がありました。併せて言うと復興関連の金だって使えたのではないか。これは私の勝手なことではあるが使える使えないはそのときにやっていたらまだまだ町負担なくして少なくして建てることのできたのではないかというふうに思っているというか、それが今ここで急にぽんと出てきてこれ建てると言った。建てるのは絶対必要です。だから10年以上前からそういう予定してきたんですから私はその当時の取組に大きな問題があるということと言わざるを得ない。そのとききちっとやることをやっていたらこんな問題は起きないのかな。こんな問題というかこういう懸念は生まれえないのかなというふうな思いを持っています。町の財政と、しかもこの基金の残高、地方債の残高、傾向、状況を

見たときにこの問題というのは非常に大きな問題だったのだというふうなことを思っているところです。これを跳ね返すような財政対策というものは求められるわけですが、そこでさらに確認しますが、借金というか非常に皆さん懸念しています。財政問題では将来どうなるの。とりあえず現状の確認なんです、地方財の残高、先ほどの答弁では77億円、一応だけれども県の貸付金の2億円は多分借金のうちに入らないということだと思っただけけれども、それで一応現在高で75億円という数値を示しているんですが、この確認なのでまずその現状を75億円というのはどの程度のものなの。いろいろ基金等ともその後基金の覚悟で確認もするんですが、その辺を見たときにこの額というのは本当に深刻な事態なのか。山元町にとってどういう受止めされているのか確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。この75億円という金額については決して少なくはありません。ただ、今議員がおっしゃったように、昨日、先々日も一般質問の中でもいろいろ財政的なこと出てきましたけれども、町として本当に逼迫しているとか危機的な状況だとかそういうことではない。ただ、決してこれは少ない数字ではありませんし、先ほど言いましたように、今後もまだ借金をしないと、借入れをしないとできない事業も少し残っておりますので、その辺は楽観視せずこういうことも含めて今後の事業内容を決めていきたいというふうに思っております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。さらにこの借金の性格というか性質っていうんだか中身についてなんですけど、75億円の内訳、どうなっている。本当に町の責任で支払わなければならないその借金高が全てそうなのかどうなのかということの確認。私の理解では国の施策によって借りさせられての借金ということもあるんですが、その辺の割合とか本当に町の責任で負った借金と国の施策の中から出てきた借金の内容中身について、あるいは細かく言わなくてもいいからその割合はどうなっているのかを確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。お答えいたします。遠藤議員の3点目のDXが最もいい例かというふうに思いますけれども、国の施策で様々な各地方自治体に課せられる事務業務というふうなものは数多くございます。本来であれば、議員おっしゃるとおり、例えば特別交付税なりあるいは補助金交付金なりで全額補填いただければそれは最も助かる話ではありますけれども、ただ、いかんせん全てがそうはいかず、例えばの話ですが、一般の単独債を活用する場合も、要は補助裏でしたり交付税の裏負担分、こういったものについては例えば一般の単独債でしたり過疎対策債でしたり、そういったものを重要せざるを得ない事業というふうなものは数多く存在するというふうなことだけはお答えいたします。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。国の責任によるものと町の責任によるものの内訳確認したかったんですが、今すぐ多分出てこない。それは後々お伺いして確認します。私の知っている範囲というか認識している範囲では、まず一番大きいのはこれもこの議場の中でもいろいろやりとりした経緯がある臨時財政対策債、今現在20億円、年度末で20億円まだ残っています。この性格なんです、町の答弁の中の説明では国の経済対策の一環としてという表現使っているんですが。

議長（菊地康彦君）遠藤さん、マイクを少し上に上げて。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。経済対策の一環として国の私の理解はこれは何回もここでして

んですけども。地方交付税交付金の肩代わりですから経済対策とか何とかではなく国がそもそも落としてこなければならぬ金なんです。それは国が交付税、国民から集めた税金で足りないというか本当はそれを増やせばいいだけの話だけれども、がらということでは地方に負担を地方で山元町は七十七銀行からでも阿武信でもいいから借りてこの足りない部分はそれで補ってください。その額はこのぐらいですからこのぐらい目いっぱい使っていていいですよ。それについてはこれは本当に100パーセント返してもらわなければならないと思う俺の理解では100パーセントと当然100パーセントにならないければおかしいんだけど、ということで理解するんだけど、だとするならばもう既に70億円だから75億円のうちの25億円は国の責任のひとつで返すべき町の責任ではないでしょうという理解をすべき。それから、例えば財源対策債とか減税補填債、減収補填債というのも額小さいけれども、これも国の施策による借金だということを理解なんだけれども、そこの違いもし分かれば小さい話だからまずいいや。額が小さいからそんなにあれだけれどもということを利用して借金で経済財源問題、財政問題を語る際にはこの辺のことも十分理解しながら対策を講じていかないと誤ってしまう感じがこの額だけを見て大変だということでの対策では問題。何が大変かとも町長の立場、町の立場だったら本来ならば国がよこす金なんだから早く全額返してくれとかということでもみんな他町村自治体と力を合わせて国に乗り込んでいくとかそういう解決策を取るべきだということふうにも思うわけですが、この辺はここで議論してもしょうがないからこういうものだ。そういう理解でいいかどうかだけ確認。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。遠藤議員おっしゃるとおりです。特に、初めにありました臨時財政対策債、いわゆる臨財債です。これに関しましては本来地方交付税というふうな形で交付すべきものを、国の限られた財源を交付税として措置できないが、代わりとしてこの臨財債を借りてくださいというふうな性質のものであります。その償還、あるいは町の財源負担に関しては基本的に償還する金額全額が交付税措置されるというふうな性質のものでありますので、これは起債というふうな性質のもので20億円というふうな形で載っておりますが、結果として、全額国から入ってくるものというふうな理解で我々もおります。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。これも理解の確認でいいんですけども、ですよ。考えるともう既に1年間でこの臨財だけを見ると2億円返しているんだけど、その分、令和5年度は地方交付税として入っているか入っていないと町財源を使うような格好になるわけで、そちらに使ってしまうと本来使えなくて使いたい金が借金替えしてする必要のない借金替えして町の予算は拘束させるということになると思います。ということから、そういうことも含めてこの財源問題財政問題というのは論じていただきたいというふうに思う。本来ならば6億円返すのでは返したことになるんだ。令和5年度にそのうちの過疎債とか過疎債も大きな返済の額になっているわけだけれども、なっていないのは7,000万円だから過疎債については多分これからどんどん増えていく借金だと思うんです。これも本当に7割入ってきているのかどうなのかということも併せてそちらのほうにも力を入れて議論に混ぜてほしいというふうに思います。そういう現実的な話なんですけど、皆さんということも確認して次にこの過疎債の今後の増加傾向でどんな感じになるか確認したいんですけど。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうより回答させていただきます。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。過疎債に関しましては平成29年度に過疎計画を策定して、30年から償還が始まっていると記憶しております。この過疎債に関しては当初の3年間は利子のみの償還というようなものなりまして、令和3年度から既に償還が始まる。元本の償還に入っています。元本の償還が入っております、今後のその推移、今現時点の推移でいきますと恐らく令和9年度辺りが償還のピーク時期を迎えるのかなというふうに見ております。大体、公債費で7億円から8億円ぐらいは返還するような感じで、そこがただピークになりまして、少しずつ下がっては行くんですが、ただ、一方では同じように過疎債を今後発行するとなるとそれがまたこういうふうになってしまいますので、そこは返す・借りる、その双方のバランスを見ながら対応する必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この地方財の現在高の状況を見てみますとこの臨時財政対策債とこの過疎債でもおおよそ半分以上占める内容になっているんです。このことは臨財についても先ほど来だけども、国の責任だからそれは100パーセント絶対毎年毎年出す分ぐらいはもらうような努力はすべきだということで、減債というか過疎債については過去に作った借金だから今後使われなければその辺も含めて対応でいただき、過疎事業については使った分だけちゃんと生かされているのかどうかというのも確認しながら財政活動財源活動の一端としてその辺の監視も続ける必要があるのかなということは訴えておきます。

次に積立基金についての状況なんですが、これはこれですぐはこの現在高について町長はどういう理解をしているのか。あり過ぎるのか大変なのか深刻なのか、同じような自治体の中であるいはこの一般会計予算というかその標準財政規模とかいろいろそういうことも最近出てきているんですけども、そういうところだから比べて見てもどういう水準にあるのか。まずその辺の感想でいいです、町長の。

町長（橋元伸一君）はい、議長。現在のこの基金状況については基金はあったらあったにこしたことないんですけども、決して心配するような金額ではない。先ほども言いましたように、危機的な状況とかそういうことではない。ただ、今後の学校だったり学校の再編だったり消防署、それ以外にも少しいろいろありますけれども、そういうものを今後の対応考えたときにそう簡単に貯金がこれだけあるんだから好きなように使っていいよとそういう問題でもありませんので、そこはみんな心配するようなことではないというのだけまずお伝えしたい。ただ、こちら使う側とすればそこはしっかりと引き締めながら長期のビジョンを作って、そして考えていければというふうには思っております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私はこの規模からすると結構な額をため込んでいるんだなというふうに受け止めている。90億円だから100億円全部で全ての期間ですね。90億円というのはどの程度の額なのかというのは私想像もつかないんですけども置いておいて、その基金の中でこの間さっぱり動いていない基金があります。例えば減債基金、土地開発都市開発基金、この辺は利息だけで積み上がっていつているような中で維持している。ここ本当に数年間同じ、これについては目的と今後の活用利用活用についてどう考えているのか確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。遠藤議員おっしゃるとおり、ここ数年出入りのない基金というふうなものが数件存在いたします。一方では目的を持ってそれ以外のものには

使えないというふうな基金もあるんですが、今遠藤議員がご指摘のあった基金、例えば土地開発基金ですとかそういったものについては今後の需要の見込みを立てながら、一定の整理統合等を図る必要はあるかと。と言いますのは、財布ばかりいっぱい持っていたても目的があるものについては整理統合できないんですけれども、ある程度その自由度、こういった採用度の高いものについてはその都度見直す必要があるかなというふうには考えております。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この基金については余裕というとおかしいんですが、それはそれで有効活用、何かあったときのためにこれは別立てで取っておいて一般財調を崩さないような影響を与えないような使い方いろいろそういう考え方あると思うんですけども、それは有利に使うべきだというふうに思います。ただ、いつまでもこの状態が変わらなければあくまでも目的基金ですから、その目的に合わないようになればそれは一般のほうに繰り入れるとかそれは町の考えで俺から何も余計なことを言うあれではないというふうに自覚もあります。ただ、この現状を見たときにそういう課題が残っている。この基金の見たときにそういうことを伝えておきたいと思います。

3点目の中期財政見通し、これもこの名前言っているけどもここ数日取り上げられてきているんですが、今回の中期財政見通しについての評価、町の評価は今回の質問に対しても結構な精度の中で結論出したので、よって計画に対して計画に見合うような沿った大きな狂いのない乖離のない結果になっているという説明があって、それを数字で見ると確かにそのとおりになっているんです。このほかにも特別会計とかここ1、2年、介護でも国保でも予算に対して決算というかそんなに乖離のない、逆に言うと貯金ができなくなったというそういう余計な心配もあるんですけども、ただ、かなり精度の高い予算決算の執行をしているのかなというふうに見ています。それは一般会計にも全て言える。一般会計については中期財政見通しにも最近作ったのに合った結果になっているということで、それもようやくこの中期財政見通しも真剣に精度の高いものでこちらも見合った理解がすることができるようになったのかなというふうに見ているんですが、何でこの精度が高いようになったのかとその辺のきっかけというのはあったのかどうか。と言いますのは、令和2年度時点での計画でもとりわけ財政調整基金の基金高の令和2年に示しているみなさんから出された計画でも令和5年度に15億した真綿ではなく真水とあれが15億円と示されているんです。今回の令和5年度の決算見ると48億円、45億円、8億円という世界で非常にうれしい話なんですけども、そしてその後、令和4年に新たな見直しかけたのか。中期財政、それで見たと令和5年だから最新だ。その数字で見ると先ほど言った今回の決算と計画とそんなに大きな乖離はないというような精度の高いものになっているんですが、ですから、多分令和4年か令和5年度が見直しのときに相当精度をかけての計画に見直したのかなというふうなことは理解できるんですが、それ以前の計画はこの15億円というのがずっと通じているんです。毎年出しているにしても中間になかったときもあったのかなというふうなのは記憶もあるんですけども、ずっとその最近の令和2年度まで15億円、令和5年で15億円しかないんだというようなことがあたかも我々はそれを見るとやばいなとこの中期財政見通しを見て今後の財政活動を考えてみたときに大変だなと思って見ていたんですが、これまでその当時のこの計画の立て方、見通しの立て方がどうだったのかなという非常に疑問に思うところです。私から見るとこのぐらい差あるんだからうれしい結果なんですけども、その

当時はずっと長くこの15億円というのが続いていたようです。その辺、今後そういうところから見るとかなりどういう表現を使っているのか私も困るんですが、かなり正確でなかった。何をもってこの計画を立てたのかなという大きな疑問が残っているんですが、今後そうではなくて今示されたような正確な精度の高い計画を立てて、お互い確認しながら共通の理解でこの財政問題も対応してお互いというのと議会と執行部だね。ような取組をしていかなければならないなというふうに思っているんですが、その辺についての町長のお考えを確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。中期財政見通しにおきましては毎年ローリングをかけやってきておりますけれども、ここ数年で一部見直した事業などもあったりして、そういうこともあるのかなとは思いますが、今議員がおっしゃったように、山元町は決して危機的状況とかではなく本当にこんなに貯金あるんだよというぐらいあるとは思いますが、それは町民のため、町のためちゃんと考えて使い始めたら切りがありませんので、ただ、貯めた通帳を見てにこにこしているようなそういうふうなことでもありませんので、必要などころに必要な部分でお金はどうしてもかかってしまいますので、そういう先を見据えて今後もきちっとそのように、さっきから議員の質問ではその精度について職員が一生懸命頑張ってやってくれた部分もありますので、それについてのお褒めの言葉かなというふうに思っておりますので、今後もそのようにちゃんと精度を高めてきちっと将来を見据えた形での事業を考えていきたいというふうに思っております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。4点目の令和5年度決算山元町健全化判断比率についてですが、これもまたしつこいようですが山元町の財政需要状況について全てバー表示、全てといますか先ほど来報告受けているんですが、しかもその差が結構あると25パーセントに対してマイナス何パーセントだかというその数値の結果だけを見たときに、何回も確認するんですが、今の山元町の財政事情というのはどうなのかということは何回も確認してもあれだから私勝手に算段するんですけれども、私はこういった数字から見てもまだ本当に深刻な状況に全国に見られるような深刻な状況にある町ではないというふうに思っています。ただ、併せて言いますと当然今これまで町長が言っていますように、それは有効活用、無駄遣いはしない。これまでとは言わないけれどもそういうこれまでどうなったのかというのは…という今後そういう事情の中で本当に住民の暮らしに沿った豊かにする必要ないけれども、最低を守るそういう金の使い方をすべきだということをこの総括をもって訴えたいと思います。以上をもちまして財政については終わります。

3件目のデジタルについてはこれはやって、そして別な意味から懸念するんですが、心配するんですが、この施策当然やらなければならない施策だと思うんですが、末端の自治体、小さな自治体で国からの指示で指示といいますか今現時点で対応できるのかどうか。財政面についてもあとは体力面というか技術面というか制度面、職員の体制対応をこれもこの間ずっと話題になっている話なんですが、その辺について確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

企画財政課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。このDXに関しましては昨日の遠藤議員の一般質問でありました地方創生、これにぶら下がっている事業というふうにご理解いただければと思います。国の課題として10本ほど挙げたうち、このデジタルに関する部分についても当然挙がっております。現状を申し上げますと、ただいま取り

組んでおりますシンクライアント事業、これについてはおおむね予定どおり進んでおり、一定の財源については既に確保できているというふうなものについてはこの場でご報告したい。ただ、今お話しのありました決算なんですけれども来年以降の取組の話を見せていただきますと、正直申しますと人、金、物、全ての面において苦心しているというふうなものは実態でございます。人に関しましては、当然ながら基礎自治体である我々がそういった事務作業に当たるわけですし、特に事業を推進する我々以上に現課、具体的には町民生活課でしたり税務課、保健福祉課、子育て定住推進課、これらの事業がメインになってきますので、通常業務をやりながらこういった事業を進めるというふうなことは本当に大変なことです。次、人、金の金です。お金に関しては実際のところいまだに国からそういった財源については示されておられません。先般、担当大臣が全額地方自治体の持出しがないように努力するというふうな談話がございましたけれども、所要額調査がようやく最近入ったばかりです。ですから、その財源に関してはまだ確約できていないというふうなものが実態です。最後に人、金、物になります。物についても、ご承知のとおり全国の1,700の自治体が一斉に取り組むようになります。そうなってくると、それに耐え得る、簡単に言えばPCですよ、そういったものが準備できるかというふうなもの、これも懸念材料として我々持っております。ただ、いずれにしても進めなければならないというふうな事業があるわけですし、当然我々日々の仕事を進める中で遅延なく来年度いっぱいに取り組めるように努力するしかないのかなというふうな受け止めております。以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。しなければならぬ事業ですから取り組まなければならない事業ですから取り組むのは当然かと思いますが、それを保証する先ほど来職員の皆さんの問題とかというところを考えたときに、単に1つの自治体で今も言われるように対応できるような事業にはなっていないのではないかなというふうに私も感じますし、心配するところです。はっきり言うと今までの仕事にその部分プラスされたわけだからそれに対する体制も新たにできるぐらいの体制増やさなければいけない。単純にそれに伴う金も増やさなければいけないという非常に単純に見るとそういうふうな対応になっているのかという外から見ると見えない。そのことが令和5年度の1年間の執行見たときにそれが十分できなかったというようなことで繰り越しているということになっているのかなという。それをこのままいくと毎年順繰りと繰越しの人たちがというのも懸念される。そうすると職員の皆さん携わっている職員の皆さんも精神的にも疲れてくるし何するしもろもろの懸念が想定できると想像できる。これは町にとって決してプラスになる今後ではないですというのがここで1年間執行してそれがそういうことが分かればこれは1自治体だけで対応できる問題でもない。それこそ町村会使ったり議会使ったりそういうもので地方から中央に対してそういう取組も強化していかないと本当に大変なのではないかなという懸念を持っています。これは本当に町だけの問題ではないということ強調したわけなんですけれども、ということで今後の取組でそういうことがもし議会に求められれば私は一緒に頑張りたいなというふうなこのことについては思っただけのことを表明して私の総括質疑、終わります。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件については、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までの6件については、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の委員の方は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

---

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩とします。再開は14時40分といたします。

午後2時13分 休憩

---

午後2時40分 再開

議長（菊地康彦君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（菊地康彦君）決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されましたので、お伝えします。

決算審査特別委員会委員長に大和晴美君、副委員長に渡邊千恵美君が選任されました。以上で報告を終わります。

---

議長（菊地康彦君）お諮りします。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権を委任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第6号までについて、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月19日午後4時までに審査を終了することに期限をつけることにいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、9月19日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

---

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月24日午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後 2 時 4 1 分 散 会

---